福島復興再生基本方針 県の要求とその反映状況(例)【※第5・6回協議会や法定意見で知事意見として強く要望した事項を中心に抜粋】

※★印は、第6回協議会後の最終折衝の段階で、県知事意見を踏まえて追加・修正がなされた項目 (要求に下線が引かれたものは第6回協議会後に特に国に求めた主要7項目)

【要求】福島における脱原発の明記

○福島県が掲げる「原子力に依存しない社会を目指す」という理念の尊重 (p9)

【要求】福島の復興再生に関する財源の明記、特に避難地域には特別の記述の明記

- ○国は、福島全域の復興及び再生を、最後まで責任を持って、迅速かつ着実に進めるため、本 方針に基づく施策全般の着実な実施に必要な予算を十分に確保する (p10)
- ★○特に、避難解除等区域等においては、復旧・復興に特に長時間を要する状況にあり、これを 適切に対応することができるよう十分な配慮を行う。(p10)
- ○復興庁は、福島の復興再生のため必要な予算を一括して要求し確保する。その際本方針に基づく施策の実施に必要な予算を十分に確保。(p86)

【要求】福島の復興のための新たな財政上の措置の明記

- ○電源立地地域対策交付金に代わる財政上の措置について、平成 25 年度予算で速やかに実現するための検討 (p86)
- ★○福島における原子力災害からの復興及び再生を総合的かつ効率的に進めていく観点から、復興交付金をはじめ本基本方針に記された各種の措置で対応できない新たな措置の必要性が生じた場合には、必要な財政上の措置について検討 (p87)

【要求】基金等の財政上の措置の明記

〇国は、原子力被害応急対策基金その他福島の地方公共団体が設置する原子力災害からの復興 及び再生の基金の状況について継続的にフォローアップし、所要の予算プロセスを経て適切 に財政措置を講ずる。 (p87)

【要求】基金に関し、企業立地補助金について、積増しを特出しで明記すること

★〇企業立地の促進等のための施策について福島県と引き続き協議を行う。(p77)

【要求】常磐道等、東西軸・南北軸の道路ネットワークの整備の明記

- ○浜通りの南北のネットワークの早期復旧と、浜通りと中通り・会津地方との東西の広域的なネットワークとの連携の確保・強化 (p8)
- ○東北中央自動車道の早期整備、常磐自動車道(常磐富岡~南相馬)の早期全線供用、国道 6 号の機能回復・強化、国道 114 号・国道 288 号等の東西の幹線道路等の整備(p25)

【要求】国がJR常磐線の早期全線復旧を確実に促進する旨の明記

★○国は、<u>早期全線回復を確実に進めるよう、</u>適切な指導及び技術的支援 (p24)

【要求】避難指示区域をはじめ、税制など雇用対策の強化

- ○国家的プロジェクトにより新たな雇用の受け皿となる先導的産業の充実 (p18)
- ○税制上の措置について引き続き検討 (p31)
- ○全県について、既存産業の県外への流出防止を図ることが特に重要であり、これに対応する 支援措置を早急に講ずる。(p66)

【要求】帰還困難区域、居住制限区域を含め、県全域の長期目標 1 mSv 以下の明記

★○国は、帰還困難区域、居住制限区域を含む、避難解除等区域等において、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指した対策に責任をもって取り組む。(p14) ※県全域はp40に同旨の記述

【要求】除染等により生じた土壌等の県外最終処分の明記

★○中間貯蔵開始後 30 年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる。(p46)

【要求】森林の除染に関し、国が先頭に立って課題解決を図る姿勢の明記

★○住居等近隣以外の森林の除染のあり方について、<u>国は、できる限り早期に検討を進め、</u> 一定の方針を示す。 (p21、p45、p62)

【要求】避難解除等区域における建設副産物の処理について、制度の見直しの明記

★○国は、避難解除等区域において除染に先立ち災害復旧工事において生じた廃棄物の処理のあり方について検討を行い、早期に結論を得る。(p27)

【要求】福島における拠点整備の方向性、IAEA 等の国際機関の誘致

- ○福島を再生エネ、医薬品・医療機器等分野で我が国をリードするフロンティアへ
- ○福島において国際会議の誘致や IAEA 等の関連国際機関の機能の誘致 (p49)

【要求】浮体式洋上風力発電、医療機器関連産業分野の拠点化・集積化の明記

- ★○洋上風力発電に関して、福島発の洋上発電技術の国際標準を先導するような研究開発、 試験活動の強化<u>機能の集積により、関連産業の創出を図る</u>。(p76)
- ★○医療機器関連産業分野に関し、「事業化支援に資する機能の整備を検討する。 <u>これら</u> <u>を通じて、福島の医療関係産業の集積・振興を図り、拠点形成を目指す</u>」(p76)

【要求】将来における被ばく者の援護措置の明記

〇万一、被ばくに起因する健康被害が認められた場合には、本人の実質的負担なく、所要の医療を受けることができるよう、法制上の措置等を検討 (p85)

【要求】観光振興の強化

- ○行き過ぎた渡航規制解除、福島空港国際定期路線再開、ビザの取得容易化、大規模集 客施設の誘致
- ★○福島の観光の振興等を図っていくためには、観光施策にとどまらず関連する施策の幅 広い連携が必要。復興庁が、観光庁をはじめとした関係省庁に対して、一段高い立場 から総合調整等を積極的に行う。 (p65)